

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、地方税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

蟹江町長

公表日

令和5年2月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税の賦課徴収、地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む）を行う。また、必要に応じて地方税の減免や控除の適用を実施する。地方税法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地方税の課税基準の更正若しくは決定 ②税額の更正若しくは決定 ③納税の告知 ④督促 ⑤滞納処分 ⑥個人住民税の障害者控除の適用、減免 ⑦個人住民税の課税（家屋敷課税） ⑧個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ⑨軽自動車税の障害者減免、減免 ⑩固定資産税の減免 ⑪国民健康保険税の賦課徴収 ⑫過誤納金が発生した納税義務者への還付・充当 <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税システム 2. 国民健康保険税システム 3. 軽自動車税システム 4. 住登外システム 5. 固定資産税システム 6. 口座管理システム 7. 収納消込システム 8. 滞納整理システム 9. 確定申告受付システム 10. 宛名システム 11. 中間サーバー 12. 統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 個人住民税情報ファイル 2. 国民健康保険税情報ファイル 3. 軽自動車税情報ファイル 4. 固定資産税情報ファイル 5. 滞納整理情報ファイル 6. 宛名ファイル 7. 統合宛名ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第16条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・主務省令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2の2、31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、40、43、43の3、43の4、44、44の5、45、47、49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の2、59の2の3、59の3、59の4条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部税務課 民生部保険医療課
②所属長の役職名	税務課長 保険医療課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 蟹江町役場 総務課 Tel:0567-95-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地 国民健康保険税情報ファイルに関すること：蟹江町役場 保険医療課 その他の特定個人情報ファイルに関すること：蟹江町役場 税務課 Tel:0567-95-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	-------------------

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月6日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和5年2月6日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新
令和5年2月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税の賦課徴収、地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)を行う。また、必要に応じて地方税の減免や控除の適用を実施する。</p> <p>地方税法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①地方税の課税基準の更正若しくは決定 ②税額の更正若しくは決定 ③納税の告知 ④督促 ⑤滞納処分 ⑥個人住民税の障害者控除の適用、減免 ⑦個人住民税の課税(家屋敷課税) ⑧個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ⑨軽自動車税の障害者減免、減免 ⑩固定資産税の減免 ⑪国民健康保険税の賦課徴収</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照 会と提供を行う。</p>	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及び町税条例に基づき、地方税の賦課徴収、地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)を行う。また、必要に応じて地方税の減免や控除の適用を実施する。</p> <p>地方税法等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①地方税の課税基準の更正若しくは決定 ②税額の更正若しくは決定 ③納税の告知 ④督促 ⑤滞納処分 ⑥個人住民税の障害者控除の適用、減免 ⑦個人住民税の課税(家屋敷課税) ⑧個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用 ⑨軽自動車税の障害者減免、減免 ⑩固定資産税の減免 ⑪国民健康保険税の賦課徴収 ⑫過誤納金が発生した納税義務者への還付・充当</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サー バー、情報提供ネットワークを介して情報の照 会と提供を行う。</p>	事前	新たな法令の施行により、新規事務の追加
令和5年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p>	<p>1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> <p>3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p>	事前	新たな法令の施行により、根拠法令を追加
令和5年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「主務省令」という。) 第20条</p> <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、 91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120、121の項 ・主務省令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、 19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の 2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、31 の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の2、 40、43、43の3、43の4、44、44の3、45、47、 49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の 2、59の2の3、59の3、59の4条</p>	<p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第8号。以下「主務省令」という。) 第20条</p> <p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、 27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、 42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、 65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、 91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、 113、114、115、116、117、120、121の項 ・主務省令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、 19、20、21、22、22の3、22の4、23、24、24の 2、24の3、25、26の3、27、28、31、31の2、 31の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39の 2、40、43、43の3、43の4、44、44の3、45、47、 49、49の2、51、53、54、55、58、59、59の2の 2、59の2の3、59の3、59の4条</p>	事前	評価書の見直しに伴い、根拠 主務省令等を変更